

税

身体障害者に対する 軽自動車税の減免に ついて

減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む)で、その身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者、又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る)を常時介護する者が運転するものうち、1台に限り減免されます。(障害内容及び等級によっては、減免対象とならない場合もありますのでお問い合わせください) 減免の申請には、次のものがが必要です。

- ① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ② 運転免許証
- ③ 軽自動車納税通知書
- ④ 印鑑

なお、軽自動車税の減免を受けようとする場合は、軽自動車税納税通知書が届いた日から納期限7日前ま

5月の納税

軽自動車税 全期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 5月25日(木)
農協 5月29日(月)

※ 納税は便利な口座振替で
～税金で 笑顔のとびらの かぎ開く～



問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

で(5月24日(水)まで)に手続きを済ませてください。
※ 期限を過ぎたものについては、受付できません。
ご注意ください。

水道

水道メーター 検針員募集

水道課では、町内在住者で水道メーターの検針をしていただける方を1名募集します。なお、詳細については次のとおりです。

申込資格条件

18歳以上65歳未満の方(昭和16年6月2日から昭和63年6月1日までに生まれた方)

で、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方。
検針区域
塩屋、本村(約600件)
業務時間
毎月17日～23日の間
委託料
毎月検針1件につき65円
契約期間
平成18年6月1日～
平成19年3月31日
(年度単位で延長あり)
募集期間
5月1日(月)～5月12日(金)
までの間の執務時間中

申込方法

履歴書と住民票(抄本)を水道課へ持参してください。
なお、提出された書類は返却しません。

審査方法

書類審査のうえ、面接により決定します。

問い合わせ

役場水道課業務係

☎ 985-4133

平成18年度の水道検針・集金事務委託者 及び担当地区をお知らせします

検 針 員	
委 託 者 名	検 針 地 区
大野 光	宗意原・今新開
渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田 弥生	
山本 幸子	塩屋・本村
増田 恵美	新立
篠崎富美子	永田・東古泉・大溝
藤岡裕美子	西古泉
池内 桂子	北川原・南黒田
一宮 章子	北黒田・宗意原・新立
村井 光枝	西高柳・北黒田西・南黒田
大野 美保	筒井
戎屋多恵子	
平野さつき	上高柳・恵久美
楠野千恵子	北黒田東・新立・宗意原
竹田 真紀	大間・昌農内
西村 敏明	神崎・横田
集 金 員	
委 託 者 名	集 金 地 区
森本由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
松本 正子	新立・宗意原
戒田 京子	塩屋
阪東 利美	塩屋南
西森 文子	北黒田東
宇都宮友計	筒井西
大西 妙子	西古泉と塩屋を除く岡田地区・北伊予地区
夏井タケノ	今新開
大野 光	新立(駅東)

※担当が細かく分かれています。